

【フィリピン】フィリピン手話言語法の制定

海外立法情報課 山崎 美保

* 2018年10月30日、フィリピン手話を、公的機関、教育、メディア等で使用される国の手話言語とし、ろう者の社会への完全かつ効果的な参加を保証することを目的として、フィリピン手話言語法が成立した。

1 制定経緯

フィリピンでは、ろう者のコミュニティで用いられるフィリピン手話 (Filipino Sign Language: FSL) と、アメリカ手話との区別が意識されない英語文法を用いるピリピノ手話 (Pilipino Sign Language: PSL) が存在する。PSL は学校で教師が使用する手話言語である¹。

しかし、近年、ろう者のコミュニティ言語である FSL がろう教育で使用されるにふさわしいとする声がろう者団体等において高まり、2012年には、FSL をフィリピン人ろう者の国民言語として認める FSL 法案が下院に提出された²。これは、2006年に採択された国連障害者権利条約 (フィリピンは2007年に批准) に後押しされ、フィリピンろう連盟³やフィリピンろうリソース・センター⁴などの団体による活動が拡大したことによる。

しかしながら、2012年の法案は、FSL を教育で用いることに対し、PSL がろう児の英語力の向上を保障するものであると主張する教育省や一部の団体等からの強い反対があったため成立しなかった。その後も FSL 法案は何度も提出されたが、成立には至らなかった⁵。

2018年4月に、再び FSL 法案 (HB7503) が下院に提出され、9月には下院の法案に修正を加えた上院の法案 (SB1455) が可決され、10月30日に FSL 法⁶が成立した。この法律は、公的機関における言葉でのやりとりや業務での差別をなくし、社会への完全かつ効果的な参加と包摂を保証することで、ろう者固有の尊厳、自主性、自立への敬意を維持することを目的とする。

2 FSL 法の概要

この法律は、全18条から成り、各条のタイトルは以下のとおりである。第1条：法律の名称、第2条：政策の宣言、第3条：国の手話言語としての FSL、第4条：教育における FSL、第5条：FSL 通訳の基準、第6条：司法における FSL、第7条：全ての職場における FSL、第

* 本稿におけるインターネット情報の最終アクセス日は、2019年1月10日である。

¹ 教育省によって発布された諸政策をまとめた「特殊教育のための政策とガイドライン改定版」 (*Policies and Guidelines for Special Education, Revised Edition 1997*, 全19章) では、PSL がろう児の教育で使用される言語として規定されている。森壯也「第4章 フィリピンにおける障害者教育法」『開発途上国の障害者教育—教育法制と就学実態』(調査研究報告書) アジア経済研究所, 2013, pp.66-68.

² 森 同上, p.68.

³ Philippine Federation of the Deaf. 1997年に、カトリックろう宣教会のメンバーが中心となって結成された、ろう者の団体である。森壯也「フィリピンのろう教育とろうコミュニティの歴史—マニラ地区を中心とした当事者主体の運動の形成と崩壊、復活—」『障害と開発—途上国の障害当事者と社会—』アジア経済研究所, 2008, p.305.

⁴ Philippine Deaf Resource Center. FSL 研究者であるリーザ・マルティネス博士を中心に結成された、ろう者支援団体である。森 同上, pp.305, 314.

⁵ 森 前掲注(1), p.69.

⁶ The Filipino Sign Language Act (Republic Act No. 11106). <<https://www.officialgazette.gov.ph/downloads/2018/10oct/20181030-RA-11106-RRD.pdf>>

8 条：医療制度における FSL、第 9 条：他の公的な業務、公的サービス、及び公的施設における FSL、第 10 条：メディアにおける FSL、第 11 条：FSL の促進、第 12 条：学校又は子供発達センターの教材、第 13 条：施行細則、第 14 条：法律の厳しい監視と実施、第 15 条：財政支出、第 16 条：分離条項、第 17 条：廃止条項、第 18 条：施行日。

(1) 国の手話言語としての FSL (第 3 条)

FSL は、フィリピン国の手話言語であり、個人の選択に基づく他のコミュニケーション手段の使用を排除することなく、ろう者の関わる全ての業務処理における公的なコミュニケーション手段として、そしてろう教育の教授言語として認められ、促進され、支援される。

(2) 教育における FSL (第 4 条)

(a)FSL はろう教育のカリキュラムで独立した科目として教授される、(b)学校教育や代替学習システム⁷において、ろう者教員の動員を促進するために、専門職規制委員会⁸は、ろう者教員の状態や能力等を考慮した査定手順を採用する、(c)教員教育プログラムにおいて、FSL の学習を正課又は準正課として提供する、(d)ろう教育を提供する国又は地方の政府機関や施設は、定期的に教員の訓練と評価を行う。また、ろう学習者には、国語としてのフィリピン語、他のフィリピン諸言語、英語の読み書きも教授される。

(3) FSL 通訳の基準 (第 5 条)

フィリピン語委員会⁹は、ろう者の他のコミュニケーション手段の権利を損なうことなく、ろう者の選択によって他者と平等に考えを求め、受け、伝えることができるように、FSL 通訳のための基準、認定、手順に関する国家システムを、ろう者コミュニティの関係者等とともに、構築する。

(4) 司法における FSL (第 6 条)

FSL は、裁判所、準司法機関、他の裁決機関の公開審理、手続、業務処理における、ろう者のための法的通訳の公用語である。ろう者が他者と平等に裁判へ有効なアクセスを行い、法制度における直接的又は間接的参加者としての彼らの有効な役割を促進するため、これらの法的機関は、ろう者の関わる全ての手続において、ろう者の他のコミュニケーション手段の権利を損なうことなく、良質な手話の利用を保証しなければならない。

(5) 全ての職場における FSL (第 7 条)

FSL は、政府官庁や全ての政府の職場で雇用されているフィリピン人ろう者の公用語である。このため、全ての政府のオフィスでは、FSL の論理的根拠や使用に関する認識や訓練のセミナーの実施を含めて、ろう者と健聴者間の FSL の使用を奨励するための措置をとる。

(6) メディアにおける FSL (第 10 条)

ろう者の情報へのアクセスや表現の自由を保障するために、放送協会 (Association of Philippine Broadcasters) と映画テレビ審査格付委員会 (Movie and Television Review and Classification Board) は、この法律の施行日から 1 年以内に、テレビのためのアクセシビリティ基準に従い、ニュースや公的な内容の番組では FSL 通訳の挿入を求める。

⁷ 学校教育に代わる、中途退学者等のための基礎的知識や技術の獲得を目指す学習システムである。Department of Education website <<http://www.deped.gov.ph/k-to-12/inclusive-education/alternative-learning-system/>>

⁸ 専門職規制委員会は、専門職の基準規定やライセンスの発給を通して専門家の資格を決定する、フィリピンの専門家を管轄する機関である。Professional Regulation Commission website <<https://www.prc.gov.ph/>>

⁹ The Commission on the Filipino Language. フィリピン語の発展や、他の諸言語の保存等を目的に、大統領府に設置された政府機関。